

遠賀・中間地域広域行政事務組合火災予防条例(昭和54年条例第49号)新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、遠賀郡消防本部火災予防施行規程で定める。</u></p>	<p>(新設)</p>